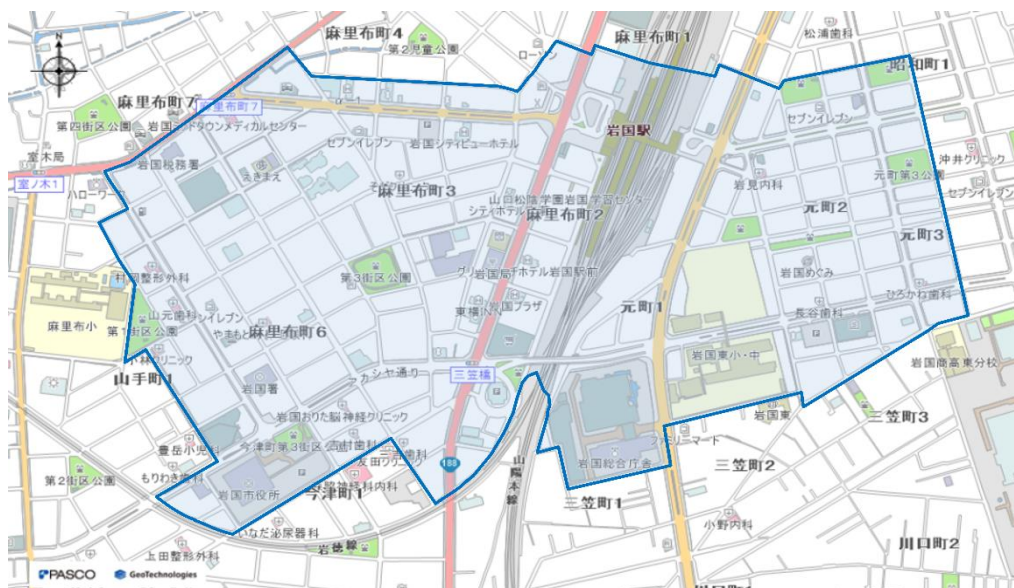


まちなか再生事業助成金

○中心市街地内にある空き店舗などの遊休不動産や既存店舗を多角的な手法により、魅力ある店舗施設として再生し、中心市街地の活性化とにぎわいを創出する。
(第3期 岩国市中心市街地活性化基本計画 掲載事業)

【第3期 岩国市中心市街地活性化基本計画（令和7年3月策定）】

- ・計画期間 令和7年4月～令和12年3月
- ・計画区域 約79ha



【地域参加型まちづくり推進地区】

- ・一辺すべての不動産所有者や事業者が「**自発的かつ統一的なまちづくり**」として、まちづくりにおける統一した活動方針や、ルール、景観などを設定し、推進する地区。
(Ex, 内装や外装の統一、定期的なワークショップの開催等)

(まちづくり推進地区と認められる例)



赤枠内のすべての店舗で統一的な景観・活動方針・ルールなどを設定。
⇒ **通常の助成制度に、上乘せ支援**

【にぎわい創出業】

小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業であって、営業日には、午前8時から午後6時までの間に3時間以上営業を行っているものをいう。

まちなかりノベーション助成事業

◎**不動産所有者**による遊休不動産の有効活用を図るための改築に対する助成

対象不動産：空き店舗、空ビル（3ヶ月以上）

対象業種：にぎわい創出業

ただし、2階以上の店舗については、
卸売業、情報通信業、保険業、不動産業、物品賃貸業、医療・福祉
学術研究、専門・技術サービス業、教育・学習支援業も可

対象工事：店舗の改築に係る工事全般（設備機器、備品は建物に附属するものに限る。）

助成率・助成上限額

	助成率	助成上限額 (消費税除く)
通常地区	1/2	100万円
地域参加型まちづくり推進地区	1/2	200万円

※過去に同一の場所において、店舗改修補助を受けた者を除く。

※市内業者により改築すること。（関係者及び親族等による改築を除く。）

※市の交付決定後に工事を行うこと。（交付決定前の工事は助成対象外。）

まちなか商業施設等建築促進助成事業

◎**不動産所有者**によるにぎわいを創出する商業施設等の建築に対する助成

対象者：商業施設を新築する不動産所有者

対象不動産：新築（建替を含む）された商業施設等建物

※但し、新築着工前に申請すること

対象業種：にぎわい創出業

ただし、2階以上の店舗については、
卸売業、情報通信業、保険業、不動産業、物品賃貸業、医療・福祉
学術研究、専門・技術サービス業、教育・学習支援業も可

助成額：新築（建替を含む）された建物の固定資産税及び都市計画税相当額

助成期間・助成上限額

	助成期間	年間助成上限額
通常地区	3年間	－
地域参加型まちづくり推進地区	5年間	－

※当該建物の建設に関し、国や地方公共団体等の補助を受けていないこと。

※過去に同一の場所において、店舗改修補助を受けた者を除く。

※市内業者により建築すること。（関係者及び親族等による建築を除く。）

※市の認定決定後に工事を行うこと。（認定決定前の工事は助成対象外。）

【建物の解体を伴う場合は、解体費に対しても助成】

助成率・助成上限額

	助成率	助成上限額 (消費税除く)
鉄筋コンクリート造	1/3	50万円
その他	1/3	30万円

※市内業者により解体すること。（関係者及び親族等による解体を除く。）

※市の認定決定後に工事を行うこと。（認定決定前の工事は助成対象外。）

まちなか店舗魅力向上助成事業

◎**既存事業者**（1年以上継続）による店舗の魅力を向上させるための改修に対する助成

対象業種：卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業
情報通信業、保険業、不動産業、物品賃貸業、医療・福祉、学術研究
専門・技術サービス業、教育・学習支援業（日本産業分類）

対象工事：店舗の魅力（雰囲気）を向上させる改修
天井・壁クロス、床シート貼替、ファサード（看板を含む）
客室（×調理場、事務室、会議室等）の空気と外気を入れ替える換気
の向上に資する工事
店舗内の小個室（1～4人程度用）設置工事
※小個室：他の空間とはしっかりと壁等で仕切られ、立った状態で大人が隠
れるくらいの高さがあり、ドア若しくは扉がある部屋のこと。
（×パーテーション・カーテンレール等）
店舗内の半個室設置工事（1人用）
※半個室：他の空間とはしっかりと壁等で仕切られ、立った状態で大人が
隠れるくらいの高さがある部屋のこと。
（×パーテーション、カーテンレール等）
間仕切り壁による店内レイアウト変更工事
（×パーテーション、カーテンレール等での仕切り）
設備機器はエアコン、照明、トイレに限る。（厨房機器など専門機器は対象外）

助成率・助成上限額

	助成率	助成上限額 (消費税除く)
通常地区	1/2	50万円
地域参加型まちづくり推進地区 (にぎわい創出業以外)	1/2	75万円
地域参加型まちづくり推進地区 (にぎわい創出業)	1/2	100万円

※営業日には、必ず昼の営業を行うこと。（8：00～18：00の間で3時間以上）

※過去に同一の場所において、店舗改修補助を受けた者を除く。

※市内業者により改修すること。（関係者及び親族等による改修を除く。）

※市の交付決定後に工事を行うこと。（交付決定前の工事は助成対象外。）

空き店舗活用助成事業（店舗改修）

◎**空き店舗(3ヶ月以上)を活用して事業を開始する人**に対する改修費の助成

対象業種：卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業
情報通信業、保険業、不動産業、物品賃貸業、医療・福祉、学術研究
専門・技術サービス業、教育・学習支援業（日本産業分類）

対象工事：店舗の魅力（雰囲気）を向上させる改修
天井・壁クロス、床シート貼替、ファサード（看板を含む）
客室（×調理場、事務室、会議室等）の空気と外気を入れ替える換気
の向上に資する工事
店舗内の小個室（1～4人程度用）設置工事
※小個室：他の空間とはしっかりと壁等で仕切られ、立った状態で大人が隠
れるくらいの高さがあり、ドア若しくは扉がある部屋のこと。
（×パーテーション・カーテンレール等）
店舗内の半個室設置工事（1人用）
※半個室：他の空間とはしっかりと壁等で仕切られ、立った状態で大人が
隠れるくらいの高さがある部屋のこと。
（×パーテーション、カーテンレール等）
間仕切り壁による店内レイアウト変更工事
（×パーテーション、カーテンレール等での仕切り）
設備機器はエアコン、照明、トイレに限る。（厨房機器など専門機器は対象外）

《裏面に続く》

助成率・助成上限額

	助成率	助成上限額 (消費税除く)
通常地区	1/2	50万円
地域参加型まちづくり推進地区 (にぎわい創出業以外)	1/2	75万円
地域参加型まちづくり推進地区 (にぎわい創出業)	1/2	100万円

※営業日には、必ず昼の営業を行うこと。(8:00-18:00の間で3時間以上)

※過去に同一の場所において、店舗改修補助を受けた者を除く。

※市内業者により改修すること。(関係者及び親族等による改修を除く。)

※市の交付決定後に工事を行うこと。(交付決定前の工事は助成対象外。)

空き店舗活用助成事業(家賃補助)

◎**空き店舗(3ヶ月以上)を活用して新たに事業を開始したのち1年を経過していない人**
に対する家賃の助成

対象業種：卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業
情報通信業、保険業、不動産業、物品賃貸業、医療・福祉、学術研究
専門・技術サービス業、教育・学習支援業(日本標準産業分類)

助成率・助成期間・助成上限額

	助成率	助成期間	助成上限額 (消費税除く)
通常地区	1/3	6ヶ月	20万円
地域参加型まちづくり推進地区 (にぎわい創出業以外)	1/3	1年	40万円
地域参加型まちづくり推進地区 (にぎわい創出業)	1/2	1年	60万円

※営業日には、必ず昼の営業を行うこと。(8:00-18:00の間で3時間以上)

※過去に家賃補助を受けた者、関係者及び親族等からの賃借を除く。

※中通り、本通りのアーケードに面している場合にあつては、商店街振興組合の組合員
であること。

対象要件チェックリスト

1	岩国市中心市街地基本計画区域内の店舗である	はい	いいえ
2	岩国市に納税義務のある税及び料を滞納していない	はい	いいえ
3	開業店舗または既存店舗の事業は、助成対象業種である (各助成金の対象業種欄参照)	はい	いいえ
4	営業日には、午前8時から午後6時までの間に3時間以上営業を行う、 または行っている	はい	いいえ
5	風営法に基づく許可または届出が必要な業態ではない (例：風俗営業、深夜における酒類提供飲食店営業等)	はい	いいえ
6	工事依頼業者は、岩国市内の業者に する (関係者及び親族等による改修を除く)	はい	いいえ
7	助成金申請前に工事を行っていない	はい	いいえ
8	過去に同一の補助制度を受けていない	はい	いいえ
9	交付決定を受けた後に工事等に着手し、申請年度の3月中旬までに実績 報告書を提出できる	はい	いいえ
10	岩国市創業支援補助金を受けていない (家賃補助を除く)	はい	いいえ

※回答欄に「いいえ」がある場合、原則として助成対象となりません。

また、その他にも要件がありますので、詳細はお問合せください。

【問い合わせ】

株式会社 街づくり岩国

住所：〒740-0018 岩国市麻里布町二丁目3番6号

TEL：0827-28-6020

FAX：0827-28-6021

受付時間：祝日・年末年始を除く平日10：00～17：00（月～金）

